

広島県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年二月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市加茂町大字下加茂字青木三八〇番一地从先から 福山市加茂町大字下加茂字東宇余四一九番三地从先まで		一・二・八〇 四・四・五〇	一五・九〇 四四・五〇	五九七・〇〇	
		五九七・〇〇			
	五九七・〇〇				拡幅